

# 岡山市地域共生社会推進計画 工程表 取組状況と今後の方針

令和元年11月15日

岡山市保健福祉局

| 施策名                         | 工程表記載事項  | 取組状況  | 今後の方針  |
|-----------------------------|--|---|--|
| 1 全分野で実行力のある地域包括ケアシステムを構築する | <p>【2018年度】<br/>市民一人ひとりの生活や健康状態などから保健・医療・福祉ニーズの把握手法の検討</p> <p>【2019～20年度】<br/>ニーズの把握をするための必要な施策を実施</p>   | <p>・平成30年度に市内在住の75歳以上高齢者の一部へ、健康リスクや地域課題を把握するためのアンケート調査を実施。<br/>【地域包括ケア推進課】</p>  | <p>・調査結果から小学校区単位の地区状況を把握し、生活支援コーディネーターの地区概況説明の際の資料等として活用している。【地域包括ケア推進課】</p>   |
|                             | <p>【2018年度】<br/>地域包括支援センター、寄り添いサポートセンターなど相談機関へ円滑に情報共有する仕組みの検討</p> <p>【2019～20年度】<br/>円滑な情報共有の仕組みづくりに必要な施策を実施</p>   | <p>・これまで、市関係各課に個別に問い合わせを行っていた、総合相談業務等に必要な情報について、地域包括支援センター内に情報連携できる仕組みの構築を検討中。【地域包括ケア推進課】</p>   | <p>・総合相談における情報共有システムの活用。【保健福祉企画総務課】<br/>・地域包括支援センター内に情報連携できる仕組みを構築するため、システム改修を実施。【地域包括ケア推進課】</p>   |
|                             | <p>【2018年度】<br/>・病院から在宅への移行を支援する中核機関を明確化<br/>・在宅医療・介護、福祉サービスなどが提供されるまでの流れや関係機関との役割分担などのルール整備<br/>・市民と専門職に対して在宅が提供されるまでの流れや在宅での暮らしに関するリーフレットの作成</p> <p>【2019～20年度】<br/>・中核機関や関係機関においてそれぞれの役割に応じた取組を実施</p> | <p>・病院から在宅への移行を支援する中核機関として地域ケア総合推進センターを位置付け、地域の在宅提供体制や福祉的課題等により退院が困難ケースについて在宅移行を支援。<br/>・市内病院、医師会等に対し地域の在宅医療・介護・提供体制の在り方についてアンケートやヒアリングを実施するとともに、在宅医療分科会においても意見聴取し、「病院の入退院における多職種連携ルール」を平成30年度に作成。【医療政策推進課】</p> | <p>・令和元年度に作成した「在宅医療・介護あんしんガイド」（「病院の入退院における多職種連携ルール」も掲載）を医療機関、各関係団体等へ配布等普及啓発を行う。<br/>【医療政策推進課】</p>  |
|                             | <p>【2018年度】<br/>・地域特性に応じた退院から看取りまでの在宅医療提供体制を関係者で検討</p> <p>【2019～20年度】<br/>・地域特性に応じた退院から看取りまでの在宅医療を推進する施策を実施</p>  | <p>・平成30年度に中区・南区西福社区において診療所医師および病院医師で構成するワーキンググループを立ち上げ、在宅医療提供の負担を軽減するバックアップ体制について、基本ルールを策定した。</p>  | <p>・今年度中に基本ルール(案)をモデル的に運用し、検証を行った上で連携ルールを策定。<br/>・他の福社区にも順次ワーキンググループを立ち上げ、全ての福社区に各エリアの特性を生かした在宅医療提供体制を医師会とも協働しながら構築予定。<br/>【医療政策推進課】</p> |
|                             | <p>【2018年度】<br/>・在宅医療を必要としている医療的ケア児、難病や認知症の患者などへの地域におけるサービス提供のあり方等を検討</p> <p>【2019～20年度】<br/>・医療的ケア児、難病や認知症の患者などが在宅で生活できるよう、必要な施策を実施</p>   | <p>・令和元年度は、東区および医療的ケア児における在宅医療・介護提供体制の構築を行う。<br/>【医療政策推進課】</p>  | <p>【医療政策推進課】</p>   |

| 施策名                             | 工程表記載事項  | 取組状況  | 今後の方針  |
|---------------------------------|--|---|--|
| 2 市の関係課・相談機関の相互連動により支援までの流れをつくる | 【2018～2020年度】<br>相談支援包括化推進員の配置   | ・H30年4月から社会福祉協議会に2名配置。【保健福祉企画総務課】   | ・相談支援包括化推進員の配置について、令和2年度から増員することを検討中。より強化・充実した総合相談体制づくりを推進。【保健福祉企画総務課】       |
|                                 | 【2018年度】<br>相談機関一覧表の作成   | ・H30年10月に相談機関一覧表を作成し、相談機関、窓口、民生委員に配布。市ホームページにも掲載し周知。【保健福祉企画総務課】   | ・相談機関同士が連携を図る際に活用。【保健福祉企画総務課】  |
|                                 | 【2018年度上半期】<br>相談機関現状把握ヒアリングの実施<br>【2018年度下半期～2019年度】<br>総合的な相談支援体制の運用に向けた役割分担の見直し・連携ルールづくり<br>【2020年度以降】<br>・ケース検討を通じ、役割分担の見直し・連携ルールづくり<br>・地域住民が抱えるニーズや地域に不足する資源の把握を通じ、必要な制度改正や事業の実施 | ワーキンググループを設置し、具体的な動き方や相談機関の連動ルールについて議論。主担当を決めるのではなく、役割分担を明確化することとし、関係する相談機関が定期的に情報共有をしながら、世帯のケース管理を行う。【保健福祉企画総務課】 | ・ワーキンググループ等を通じて関係課・関係機関同士が気軽に相談できるような関係づくりを行い、引き続き総合相談支援体制づくりを実施。【保健福祉企画総務課】 |
|                                 | 【2018年度上半期】<br>複合課題ケース検討会準備<br>【2018年度下半期～2020年度以降】<br>複合課題ケース検討会開催<br>・具体の事例の解決策の検討、各相談機関の具体的な連携方法の検討、地域住民が抱えるニーズの把握、地域に不足する資源の把握   | ・H30年10月から総合相談体制づくりとして複合課題アドバイザー、複合課題ケース検討会を設置。<br>・「地域共生社会の実現」を趣旨とした制度の狭間の支援を行う福祉助成金制度を福祉財団が実施。【保健福祉企画総務課】       | ・引き続き、ケース検討会を行う中で、必要なサービスについて検討。【保健福祉企画総務課】                                  |
|                                 | 【2018年度～2020年度以降】<br>各相談機関における研修会やケース検討会の実施  | ・総合相談支援体制の浸透を図るため、保健福祉局・岡山っ子育成局の全職員向けに地域共生社会研修を実施。【保健福祉企画総務課】   | ・今年度中に厚生労働省と協働で相談機関主管課、相談機関向け研修を実施予定。<br>・来年度以降も引き続き研修を実施【保健福祉企画総務課】         |
|                                 | 【2018年度上半期】<br>・成年後見制度等の利用促進に向け、司法関係者など関係団体へのヒアリング<br>【2018年度下半期～2019年度】<br>・関係団体と協議・検討<br>【2020年度以降】<br>・成年後見制度等の利用促進に向け、必要な施策を実施   | ・成年後見制度が必要な人の利用を促進するための中核的な支援機関(以下「中核機関」)を整備するために、司法関係者等関係団体と協議を実施。【福祉援護課】  | ・社会福祉協議会に仮設置している中核機関を来年度から本稼働し、成年後見制度が必要な人への支援を関係団体と協働しながら実施【福祉援護課】          |

| 施策名                   | 工程表記載事項   | 取組状況   | 今後の方針   |
|-----------------------|---|--|---|
| 3 誰もが生涯現役で活躍できる社会をつくる | <p>【2018年度～2020年度以降】<br/>生涯現役応援センター、ボランティアセンターなどで社会参加の促進と地域とのマッチングの実施</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯現役応援センターをPRするチラシを作成し、ふれあい公社や公民館等の関係機関に配布。</li> <li>・来年度から、生活支援体制整備事業での一元的な実施に向けて、生活支援サポーター養成講座の組み換えを実施予定。【地域包括ケア推進課】</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社協が実施する予定の生活支援サポーター養成講座だけでなく、公民館講座やふれあい公社が別途実施する人づくり講座との連携を検討。【地域包括ケア推進課】</li> </ul>  |
|                       | <p>【2018年度】<br/>学生や退職前の世代などが地域活動に積極的に参加できる仕組みの検討<br/>【2019年度以降】<br/>学生や退職前の世代などが地域活動に積極的に参加するための必要な施策の実施</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年度市内大学等へ地域社会につながるインターンシップの取組などのヒアリングを実施。</li> <li>・若者を対象としたワークショップを実施。</li> <li>・つながる協働ひろばの「ユースチャレンジ」のコーナーで若者の活動を紹介。【市民協働企画総務課】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動への参加につながるワークショップを実施する。【市民協働企画総務課】</li> </ul>  |
|                       | <p>【2018年度】<br/>高齢者、生活困窮者、若年性認知症の人などの就労の促進に向け、労働局が主催する合同企業説明会に参加。<br/>【2019年度以降】<br/>高齢者、生活困窮者、若年性認知症の人などの就労の促進に向け、上記に加え、2019年度から、岡山市事業単独の企業説明会を実施予定。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「SIBを活用した生涯活躍就労支援事業」については、令和元年7月から9月にかけて、コンソーシアム（企業共同体）を構築し、9月から10月にかけて、事業の本格実施に向けたルールづくり等の準備を実施した。【地域包括ケア推進課】</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度中に、融資・出資の獲得に向けた動き出しもする予定【地域包括ケア推進課】</li> </ul>   |
|                       | <p>【2018年度～2020年度以降】<br/>障害者の就労支援の実施</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職面接会、就労支援機関と企業の交流事業、企業経営者団体との懇談会、企業向けセミナーなどを実施。【障害福祉課】</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業に対する障害者雇用への理解の普及、支援機関と企業との連携の促進などにより障害者を雇用する企業の増加を図る。【障害福祉課】</li> <li>・発達障害のある高校生世代の就労準備・就労支援が不足しているため、これまでの支援の状況を踏まえた個々のニーズに適した支援プログラムを検討。【発達障害者支援センター】</li> </ul> |
|                       | <p>【2018年度～2020年度以降】<br/>生活困窮世帯などの子どもへの学習支援など、困難を抱える世帯の子どもへの切れ目ない支援の実施</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校進学後の中退防止や高校中退者等への生活・就業等に関する相談支援など、高校生世代に向けた支援を充実。</li> <li>・岡山っ子育成局と連携し、市民協働の仕組みを活用したモデル事業を実施【生活保護・自立支援課】</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣や学習習慣の習得や親への養育支援を目的とした、小学生世代への学習支援について検討していく。【生活保護・自立支援課】</li> </ul>  |

| 施策名               | 工程表記載事項  | 取組状況  | 今後の方針  |
|-------------------|--|---|--|
| 4 地域が動きやすい仕組みをつくる | 【2018年度～2020年度以降】<br>地域支え合い推進員の配置  | ・2018年度から第1層地域支え合い推進員を各福祉区に1人(計6人)配置。地域支え合い推進会議(協議体)の設置が推進。【地域包括ケア推進課】  | ・第2層地域支え合い推進員について、関係機関のネットワークチームを仮配置しているため、正式配置を検討。<br>・地縁を主体とした地域づくり、まちづくりと連動した地域づくりをそれぞれ進めていく。   |
|                   | 【2018年度】<br>地域が動きやすい仕組みづくりの検討<br>【2019年度以降】<br>地域が動きやすい仕組みづくりを推進するため、必要な施策を実施                                      | ・地域支え合い推進会議(協議体)について、地域の状況に応じた支援を実施。迫川地区や富山地区では、生活支援サービス(草取り、ごみ出し、付き添い等)を開始。【地域包括ケア推進課】   | ・地縁を主体とした地域づくりについては2020年度までにすべての日常生活圏域(36地区)に地域支え合い推進会議(協議体)の設置ができるよう取り組む。設置後は地域包括支援センターや社会福祉協議会が中心となり、地縁組織と協力して運営や活動を支援。<br>【地域包括ケア推進課】 |
|                   | 【2018年度～2020年度以降】<br>ESD・市民協働推進センターや公民館などの協働のコーディネート機能を強化し、地域における社会課題解決に取り組む活動を促進                                  | ・公民館職員を対象とした「公民館基本方針研修」を開催。<br>・解決を図りたいテーマを募集し、1つのテーマについて課題解決のためのワークショップを開催。【市民協働企画総務課、公民館振興室】  | ・引き続きESD・市民協働推進センター、公民館のコーディネート機能を強化していく。【市民協働企画総務課、公民館振興室】  |
|                   | 【2018年度～2020年度以降】<br>生涯現役応援センター、ボランティアセンターなどで社会参加の促進と地域とのマッチングの実施(再掲)  | ・生涯現役応援センターをPRするチラシを作成し、ふれあい公社や公民館等の関係機関に配布。<br>・来年度から、生活支援体制整備事業での一元的な実施に向けて、生活・介護支援サポーター養成講座の組み換えを実施予定。【地域包括ケア推進課】                    | ・社協が実施する予定の生活・介護支援サポーター養成講座だけでなく、公民館講座やふれあい公社が別途実施する人づくり講座との連携を検討。【地域包括ケア推進課】  |
|                   | 【2018年度】<br>学生や退職前の世代などが地域活動に積極的に参加できる仕組みの検討(再掲)<br>【2019年度以降】<br>学生や退職前の世代などが地域活動に積極的に参加するための必要な施策の実施(再掲)         | ・2018年度市内大学等へ地域社会につながるインターンシップの取組などのヒアリングを実施。<br>・若者を対象としたワークショップを実施。<br>・つながる協働ひろばの「ユースチャレンジ」のコーナーで若者の活動を紹介。(再掲)【市民協働企画総務課】            | ・地域活動への参加につなげるワークショップを実施する。<br>(再掲)【市民協働企画総務課】   |
|                   | 【2018年度】<br>公民館やふれあいセンターなどで開催している各種講座と地域とのマッチングなどの仕組みの検討<br>【2019年度以降】<br>公民館やふれあいセンターなどで開催している各種講座と地域とのマッチングなどを実施 | ・生活・介護支援サポーター養成講座について、ふれあいセンターで実施していたものを公民館で実施。<br>・生活・介護支援サポーター養成講座修了生を対象に、地域活動の具体的な中身の紹介や活動事例を紹介するフォローアップ講座を、各ふれあいセンターで実施。【地域包括ケア推進課】 | ・公民館等でのメリットを生かし、更に講座の受講を促すとともに、受講後において地域の生活支援の担い手として活動が実施できるよう検討。【地域包括ケア推進課】   |

| 施策名                                | 工程表記載事項  | 取組状況   | 今後の方針  |
|------------------------------------|--|--|--|
| 5 社会福祉法人やNPO法人、民間企業等の地域づくりの参画を促進する | <p>【2018年度】<br/>社会福祉法人や民間企業等の地域づくり参画促進に向け、関係者で協議</p> <p>【2019年度以降】<br/>社会福祉法人や民間企業等の地域づくり参画促進に向け、必要な施策の実施</p>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市に關係課で構成する「地域課題解決活動支援チーム」を設置。</li> <li>・社会福祉協議会との共催で、市内の社会福祉法人が一堂に会するフォーラムを実施し、地域課題解決活動の創出に向けて本格稼働【保健福祉企画総務課】</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会と協働しながら社会福祉法人への支援を強化。【保健福祉企画総務課】</li> </ul>   |
|                                    | <p>【2018年度】<br/>NPO法人のできることリストの作成、企業等の地域貢献活動等の調査</p> <p>【2019年度以降】<br/>NPO法人や企業等と地域とのマッチング促進、コミュニティビジネス創出支援</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の得意分野が見える化した「できることリスト」をつながる協働ひろばに掲載し、地域の社会課題とのマッチングを推進。</li> <li>・2018年度、企業等の協働や地域貢献活動の実態を把握するため、市内企業に対しアンケートとヒアリングを実施。【市民協働企画総務課】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人のできることリストの作成を進める。</li> <li>・企業ワークショップなどを通じて企業との関係強化を図り、協働のパートナーを増やしていく。【市民協働企画総務課】</li> </ul> |
|                                    | <p>【2018年度～2020年度以降】<br/>クラウドファンディングやSIB(ソーシャルインパクトボンド)など新たな資金を活用した事業の実施<br/>※SIBとは、行政が成果報酬型の委託事業を実施し、その事業に対して民間からの調達を行うもの</p> |  |  |
|                                    | <p>【2019年度以降】<br/>新たな資金を活用した新事業の実施</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域共生社会の実現」を趣旨とした制度の狭間の支援を行う福祉助成金制度を福祉財団が実施。【保健福祉企画総務課】</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SIB健康ポイントやSIB就労事業等の成果も踏まえながら、地域づくりでの新たな資金を活用した事業を引き続き検討。【保健福祉企画総務課】</li> </ul>                     |